

別記 3

契約上限金額（参考）

契約上限金額（上限）（単年度）は、以下のとおりとする。（第二種社会福祉事業のため、消費税は非課税）

表 1 委託料（人件費及び事業費。年額）

開設日数	金額
週 3 日型	1,560 千円
週 4 日型	1,896 千円
週 5 日型	2,232 千円
週 6 日型以上	2,568 千円

表 2 利用料見込み額（年額）

開設日数	金額
週 3 日型	432 千円
週 4 日型	576 千円
週 5 日型	720 千円
週 6 日型以上	864 千円

利用料見込み額は、表 2 のとおりであり、表 1 委託料の上限額は利用料を差し引いたもの。

利用料見込み額は、見込み額を超えた場合を含め事業者の収入とするが、見込みを下回った場合のほか、表 3 区分 2 の利用料の減免にかかる補填は行わない（利用料の減免にかかる費用は上記委託料に含まれている）。

表 3 利用料の区分

（1 時間あたり）

区分	利用料
1 市民税課税世帯	600 円
2 市民税非課税世帯 ^{※1} 及び生活保護受給世帯 ^{※2}	0 円

※ 1 利用者を利用者の配偶者等の世帯員のうち、所得の多い方の課税状況で判断する。

※ 2 生活保護受給者世帯は、この事業を利用する日における生活保護法（昭和 25 年法第 14 号）の規定による被保護者の属する世帯とする。